

総務常任委員会

平成19年9月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫	○伴 吉晴	小林 誠
紀 良治	嶋田 善行	辻 善次
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	清水 建也	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	松岡 洋右	企 画 財 政 課 長	面 卷 昭 男
同 課 長 補 佐	吉村 俊弘	税 務 課 長	山 崎 善 之
同 課 長 補 佐	本庄 徳光	教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生 涯 学 習 課 長	清 水 修 一
同 課 長 補 佐	山崎 篤	生 涯 学 習 課 技 師	平 田 政 彦
生 涯 学 習 課 技 師	荒木 浩司	監 査 書 記	佐 藤 滋 生
会 計 管 理 者	浦口 隆	会 計 室 長	清 水 孝 悦

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、辻委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、伴委員、辻委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

はじめに、1. 本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第29号、斑鳩町公告式条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長

それでは、議案第29号、斑鳩町公告式条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案につきましては、前回の委員会で説明をさせていただきました際に、駅北側の公告板の位置につきましては、もう少し駅に近いほうが良いのではないかと、というご意見をいただきましたので、再度、検討を行ったところではございますが、整備する道路やロータリーの位

置との関係、また、駅から降りてこられる方々の動線などからも、やはり、この位置が適当ではないかということになっております。結果といたしましては、前回に説明させていただいた内容と同様となっております。その点、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、末尾に添付しております要旨の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(要旨朗読)

総務課長 以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。どうぞ温かいご審議、ご理解を賜りまして原案のとおり、可決をしていただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第29号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第30号、政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。 吉田総務課参事。

総務課参事 それでは、議案第30号、政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課参事 本議案につきましては、前回の委員会で説明をさせていただきました内容と同様でございます。それでは末尾に添付しております要旨をご覧いただきたいと思っております。要旨の朗読をもって説明とさせていただきます。

(要旨朗読)

総務課参事 簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第30号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第36号、平成19年度史跡藤ノ木古墳整備工事

請負契約の締結についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。
清水生涯学習課長。

生涯学習
課長 それでは、議案第36号、平成19年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結について、説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

生涯学習
課長 本議案につきましては、前回の委員会でご説明させていただきました内容と同様でございます。

では、別紙の平成19年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結についての朗読をもちまして、ご説明とさせていただきます。

(朗 読)

生涯学習
課長 本工事につきましては、去る8月10日に入札を執行し、落札業者と請負契約を締結しようとするもので、予定価格が5,000万円を超えますことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案のとおり可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。 嶋田委員。

嶋田委員 これは総括質疑でしたかね、で質問があったと思うんですけども、18年度工事にかかれ、今19年度の分なんですけれども、20年度の分っていうのは、あとどれ位かかるんですか。

生涯学習課長 あと説明板、報告書等で約900万円。これは先ほど冒頭の町長のご挨拶でありましたが、二次の要望しておりまして内定いただきました。後ほど継続審査の中でご報告しようと思っておりました件なんですけれども、約900万円で完成いたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第36号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第37号、斑鳩町土地開発公社定款の一部を変更する定款についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

面卷企画財政課長。

企画財政課長 それでは議案第37号、斑鳩町土地開発公社定款の一部を変更する定款についてのご説明を申し上げます。まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政課長 本議案につきましては、前回の委員会で、ご説明させていただきました内容と同様であります。それでは、末尾に要旨を添付しておりますので、その要旨でもって、ご説明に替えさせていただきます。

郵政民営化法等の施行に伴い、関係する公有地の拡大の推進に関する法律第18条第7項第2号が改正されたことにより、公社が余裕金として運用できる方法から、郵便貯金が削除されました。この改正に基づきまして、斑鳩町土地開発公社定款の第23条第2号から郵便貯金を削除するものでございます。なお、本定款の施行日につきましては、郵政民営化法等の法律の施行日が平成19年10月1日でありますことから、この日を施行日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第37号、斑鳩町土地開発公社定款の一部を変更する定款につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ、温かいご審議をたまわり、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第37号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査案件について、(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題と致します。

理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

最初に、史跡藤ノ木古墳の整備についてご報告いたします。

先ほど議案としてご審議いただきました今年度の整備工事につきましては、9月26日の議決を得ました後に本契約を締結いたしまして、早々に着工してまいりたいと考えております。また、今年度内での整備事業の完了を目指すことから、追加要望をしておりました説明板設置工事等の事業につきましては、文化庁より採択の内示を受けたところであります。今後実施に向けた文化庁への変更申請等の事務を進めてまいりたいと思っております。なお、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会につきましては、10月4日に開催を計画しており、今年度の整備内容についてご報告してまいりたいと思っております。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

今年度の事業として発掘調査に伴う整備については、地形測量等の計画しておりまして、国庫補助事業の2次採択の内示を受けたところです。交付決定通知があり次第、着手してまいりたいと考えております。

次に、（仮称）文化財活用センターについてであります。

前回にご報告させていただきました斑鳩の歴史・文化や藤ノ木古墳を紹介する映像製作等の委託業務につきましては、去る9月14日に入札を執行いたしまして、株式会社乃村工藝社が落札しており、今後契約事務及び文化庁等関係機関との協議を進め、業務に着手してまいりたいと思っております。

そして、（仮称）文化財活用センターの基本設計段階と実施設計後における事業内容や事業費の変更点につきましては、資料をご用意いたしましたので、その内容についてご説明させていただきます。恐れ入りますが資料1をご覧ください。

まず資料1枚目でございますが、活用センターの整備事業費内訳比較表でございます。左側から種別、用地購入とか建物購入とかそういう種別で分類しております。そしてその隣が実施設計段階での事業費、一番下をご覧くださいと思います。実施設計段階での事業費が4億6,658万円という事業になりました。そしてその隣が平成18

年事業費の決算でございますが、用地購入費、建物購入費等で7,955万5千円。そしてその隣が平成19年事業費契約金額でございますが今年度、展示設備費のソフト事業の請負金額でございますが6,520万円。そしてその隣が平成20年事業費、来年、建物改装費とかその他展示設備で3億2,182万5千円。そしてその隣が基本設計段階での事業費となって、一番下でございますが3億5,570万円、その差が1億1,088万円という数字になっております。

2枚目でございますが、2枚目は平面図をつけさせていただいております。一番左の棟が展示棟、本館と書いておりますが展示棟、この中で一番上、展示室、そして映像ホール、情報ホール、図書コーナーと4つに分かれております。そしてその間に通路、管理等の通路という事になっております。そして真ん中の四角い図面でございますが、ここは管理棟で特別収蔵庫、隣に前室、会議室、あとは事務室、外の方に荷解場、荷受場ですね、を設けております。それが平面図でございます。

3枚目でございますが外観鳥瞰図、外から見た鳥瞰図でございます。イメージとしてこういう感じになります。

4枚目が展示棟の鳥瞰図、先ほど説明いたしました図書コーナーとか映像コーナーがこういう風な形になります。

恐れ入りますが、1枚目の比較表をご覧頂きたいと思っております。当該事業につきましては、去る平成18年6月20日開催の当委員会におきまして、整備基本設計段階における実施内容と、概算として事業費約3億5000万円の提示をさせていただきまして、当委員会におきましても、原寸大石棺での演出方法や通路のあり方等についてご提案をいただいたところであります。その後、これらの基本設計における実施内容をたたき台としまして、国宝の里帰り展示に向けた文化庁との協議を進めまてまいりましたところ、国宝展示に伴う条件として文化庁より指導がございましたことから、それらの指導事項等を盛り込みました形での実施設計を取りまとめましたところであります。その結果、設計変更に伴い事業費の設計金額が、表中にございます通り、一

番下の欄でございますが、設計金額として4億6,658万円となり、約1億1,000万円の増加となっております。これらの各種別によって設計額の増減はございますが、それらの多くは建築費の増がその中心となっております。建築費の増が1億865万6千円と出ております。今回それらの設計変更内容とその増額内訳についてご説明させていただきます。

2枚目の平面図を見ていただきたいと思います。まず、文化庁より指導のございました主な設計変更内容としまして、映像ホールと共用してございました展示室への通路を管理専用通路として分離する設計変更、そして国宝展示に伴う博物館相当の条件整備として展示室と特別収蔵庫での恒温・恒湿型空調設備設置や、展示ケース内における地震に対する免震台の追加や、特別収蔵庫設置に伴う前室の設置やハロンガスによる消火設備設置や出土品の搬入口での荷解場の仕様変更に伴う設計変更等がございまして、これらに係る設計金額として合計約4,000万円となっております。また展示室における建物構造上、どうしても必要な柱の位置の維持に係る展示設計の変更により約500万円、また実物大の石棺を用いた追体験的な演出等の展示関係の設計変更に伴い約1,800万円、そして近年の鉄筋等金属の市場単価高騰や管理費等の経費の増額として合計約3,200万円、3枚目でございますが全体の鳥瞰図にもございます管理棟前面の車椅子用スロープ設置等建築や外構等の建築仕様変更に伴い約1,500万円となっております。これらの多くは、基本設計段階での構想してございました内容や条件が、文化庁の指導や社会の変化等によって変わったことによるものであります。

以上、簡単でございますが、(仮称)文化財活用センター整備に伴う整備費の増額に対します報告とさせていただきます、議員のみなさまにおかれましては、ご理解いただきますようお願い申し上げます。ご説明とさせていただきます。

以上が、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告でございます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 これは、当初基本設計の時からはだいぶ変化があるって言うんですか、変わってきているという風には思っております。その都度当委員会に報告していただきまして、ある程度把握はしてはしておりますが、金額面においては一切の説明がなかったように思います。この1枚目の表で見ますと、建築物に関して1億865万6千円ですか、これだけオーバーしているという事なんですけれども、これを増えている金額ですね、これを詳しく説明していただけますか。

生涯学習課長 先ほど説明させていただきましたとおりでございますが、まず何がこんなにかかったかという中で、やはり国宝展に伴う博物館相当の条件整備、これが一応斑鳩町の目的というか、これがなくては国宝の里帰りが出来ないという事で、そのように膨らんだところでございます。そしてまたあとは当初、基本設計ではあくまでも全体の配置とか全部の面積とのイメージに基づいて通常の建物構造や、電気設備、機械設備を単純と申しますか、それらを金額で算出して1億円という当初、基本設計での事業費をくくっておりました。その基本設計に基づいて実施設計しているわけで、その中で今申しました文化庁との協議、指導を受け、先ほど申しましたように特に国宝級の里帰りに向けた設備等をしなければならないという金額になったわけで、このように膨らんだという事でご理解いただきたいと思っております。

嶋田委員 当初ね、2枚目の図面なんかで見ますとね、管理棟についてはたぶん六角形か八角形の建物だったと思うんですけれども、これは今定かではないんですけど、何か円筒の建物だったような記憶がありますし、当初の説明ではここへ作業場を作るんやと、掘り出したものをここできれいにするんやと、それを収納する収納庫も作るんやと、今、中央

公民館でやっている事をこちらでやりたいんやと、それ以外には今の社協の建物ですか、そこらへんも収納には使うんやと、そういう風な説明やったんですけれども、今この中には作業場というんですか、そんなんが一切含まれてないと。ここらへんはどのように考えておられるんですか、今と同じような形での作業をされるということなんですか。

生涯学習 今の嶋田委員のご質問に対して、平田技師から説明をさせます。

課長

委員長 平田生涯学習課技師。

生涯学習 ただ今の嶋田委員のご質問についてお答えさせていただきます。当初予定しておりました形といたしましては、もともと四角では設定させていただいているところがございます。あと、作業場につきましてはこの資料2枚目をご覧ください。管理棟の右上の部分、会議室と書いてある所、当初これは作業場というところで計画していたところがございます。ですけれども、先ほど課長より報告しておりますように、文化庁の指導によりまして、そのすぐ左手のところに消火設備としてのハロンガス室、そして特別収蔵庫へ収納するための環境を調整する前室というものの設置に伴いまして、水分を用いるもの、もしくはそういう泥、塵等が発生するようなものを併設する事は好ましくないというような指導も受けました。また先ほど嶋田委員さんからもお話ありましたように、社協の跡を遺物の収蔵を兼ねてするという事もございます事から、あちらの場にそういう遺物の洗浄、接合等の整理作業をする方向へ移らせていただいている次第でございます。収納につきましては、当初よりこの管理棟での収納する遺物につきましては、特に重要な、例えば先般発掘した時に出土しました焼けた壁画でございますとか、そういう特に重要な遺物につきましては、従来どおり特別収蔵庫、そのまま里帰り展の遺物がない状態では空っぽでございますので、そういう、これまでに蓄積された斑鳩町が実施した中での発

掘調査の重要な出土遺物につきましては、従来の計画どおりこの特別収蔵庫に収納させていただいて、それ以外のものにつきましては、先ほどお話ありましたような、社協の建物を利用させていただく中での収蔵を考えておるような次第でございます。以上であります。

嶋田委員 先ほどから国宝級の展示というお話されてるんですけども、そしてたらそれは、年間だいたい何日あたりを想定しておられますの。

生涯学習 課長 今、事務局側で考えておりますのは、年1回か2回、日数としては1回につき2日あるいは3日と考えております。

嶋田委員 1回につき1週間あたり、1週間から10日程になろうかとは思いますがけれども。当初ね、ここの委員会で報告いただいた作業場も一緒にやって、効率よくするんやという話で、これでOK出した経緯があるわけですね。それをもう全然作業場は別の所でやるんやと、そういう風なね、土地まで買ってもう進むしかない、そして変更、こんな変更ありますねん、こんな変更ありますねんと、それではこの委員会で審議する値打がないと思うんですけどね。

教育長 基本設計の中では本当に町としてどういうものがいいのかという事で設計をさせていただいております。その後、この前室につきましても当初は特別収蔵庫の中に直接入れたらそれでいいだろうという事で当初は考えておりました。文化庁と協議する中でやはり国宝の遺物を持って帰る場合に、環境の変化と言いますか気温の変化というのを非常に大事にされております。常温のところからすぐにそういった所へ入れていくというのは非常に危険であるという事から、前室に必ず置くと、そこで一日程度置いておいて、収蔵庫に入れていくというような指導がございました。町としてもやっぱり国宝級を持って帰って展示するという事になれば、博物館程度の様式といいますか、そういう設備をしなければならない、そういう事で今回作業場を福祉会館の方

で柵を作りまして、そしてここに国宝展示を出来るような設備を整備していききたいという事で変更させていただいております。これは私も当初そういう考え方でできておりましたけれども、文化庁と協議する中でやはりそういう環境を整えてほしいという強い要望がございましたので変更をさせていただいたという事でございますので、ご理解いただきたいと思います。

嶋田委員 ああのね、なるほど分かるんです、おっしゃってる事は分かるんです。文化庁の指導により、こうこうこう変わった、こうこうこう変わったというのは分かるんですけれどもね、当初、委員会が聞いた報告というんですか、こういう風にしたいという事で図面まで見せられて、その結果に基づいて、そしたら委員会としては了としましようという話が出て、土地をまず買ったわけですね。これ今、土地まで買ったら進んでいかなきゃあないと、その結果、建物で1億円以上も追加出ますねんという風な事でね、今までの委員会の審議、何やってんやろなという気は僕はしてるんですけども。この国宝級の展示云々も、立派な国宝級の物を持って来られまして、見物客、このスペースでいけるんですかね。そこら辺もね、まだ検証してない、建物のスペース自体の事も考えていかなあかんと思いますのでね、これは改選から新しい委員さんも増えてこられた事やし、これまた一から検証していった方がいいと私自身は思ってるんですけども。他の委員さんどうですやろね。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時34分 休憩)

(午前9時52分 再開)

委員長 再開いたします。

先ほどの嶋田委員の方からの意見ありましたように、新しい議員の方もおられる中で、今までの変更について分かりにくいという点もご

ざいますので、その分について次回で結構ですので、書類揃えて出していただきたいと思います。それと、金額的な面につきましても意見が出ておりますのである程度その辺の中身が把握できるような形で提出していただきたいと思います。 栗本教育長。

教育長 これはまだ入札前という事でございますので、あまり詳しい金額、もう契約の終わってる分はいいんですけれども、これからしなければならぬ建物等について、設計金額的な詳しい金額を出すというのは控えたいと思いますので、それについてはまとまった金額なのか、計画内容だけを出させていただくというような方法で検討させていただきたいと思います。また提出にあたりまして委員会、委員長とご相談させていただきながら提出させていただきたいと思いますのでご了解いただきたいと思います。

委員長 金額的なもんというのは、これ、書類出していただけてますけども、教育長言われるように、その辺で、確かに実施設計をくくっていく中での金額、ある程度、これから変わってくると思います。それは理解してますので、ただ大雑把な形で、この1億3千万っていうのはかなり皆あれしているところですので、その辺だいたいこういう風な形でこんだけの金額が出てきますという形の説明出来るような資料、せやから細かい額ではなく大雑把に、ちょっと建物のあれからいったら1億3千万っていうのは大きいの違うかという意見出てますよってに、その辺がだいたいここでこれくらいかかる、ここでこれくらいかかる、せやからこの1億3千万という金額が出ますというような説明出来るように、必要やと思いますので。

教育長 検討させていただきます。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員　これに関して、国宝級展示する云々の話で、この文化財活用センター、仮称ですけども、の入場者数は年間何名ほど見込んでおられるんですか。

生涯学習
課長　予想でございますが、年1回あるいは2回の国宝を展示する時には前回の藤ノ木古墳の見学者、町外、町内等からたくさん来られたという事もございますので、それプラス平日何名来ていただける、また藤ノ木古墳も完成し、そして法隆寺の観光客が来られ、そのルートとして活用センターを通っていただく中で、予想としてまだはっきり言えないと思います。

委員長　小城町長。

町長　何名来られるかというよりも、この藤ノ木が昭和60年11月に、7月くらいから発掘をされてきて色々と脚光を浴びたわけですけども、その時から皆様方からご要望は、早く資料館を作れという事もございましたし、そういう事で資料館等が非常にお金がかかるという事でとてもそういう事では、財源から考えますと非常に難しいというところからこういう文化財活用センターという形になってきたわけでございます。いずれにいたしましても、全国的に見ましても飛鳥でも高松塚古墳でもやっぱり当初は人気があったものの、今でこそ解体をされて今また人気を呼んでますけれども、何か起こらなかつたらなかなか来てくれないというのが現状です。藤ノ木が石棺を開棺してからもう20年は経とうとしてますから、そういう事を考えますと仮にこういう展示、ただ皆さん方はそういう里帰り展を見たいという方々がございますし、平生からやっぱりそういう事で、私はそういう点では地元の小学校あるいは近隣の学校の方々、そういう方々もやっぱりそこで勉強していただくという事も大事であろうと思いますし、人数がどうかという事はなかなかわかりませんし、特に法隆寺を見てますとゴールデンウィークとかいうと、やっぱり時間制限をしながら夢殿でも3

0分待ち、1時間待ちという事もございます。そういう事も考える中でどの時期がどうかという事も十分考えて、やはり平日の関係、あるいはまた里帰り展した時の関係等、これからやっぱり十二分に調査をしながら、出来るだけやっぱり皆さん方に活用していただくという事が一番大事でないかなと思っております。今、人数がどうかという事はなかなか確定でき得ないと思っております。いずれにいたしましても作った以上はやはりこういう活用センターを出来るだけ地元の方々あるいは県外あるいは全国の方がこういうセンターを見学いただくという事が一番大事であると思います。こういうPRも兼ねて今後ますますそういう点については関係機関等通じながら努力をして参りたいと思います。

嶋田委員

今、町長おっしゃいましたように全国、大概のところはこういう風な資料館等、最初は作られますけれども、一日平均5名以内の入場者がほとんどであって、あとの経費等、苦しんでおられるところだと思っております。文化発信という意味でお金かかるのは、僕これは仕方ないと思うんですけれども、入場者数も見込んでない、それでこっだけお金がかかりますというのはちょっとしんどい話ではないかなと思っておりますし、幸いな事に、幸いと言うんですか、当委員会で担当職員も一緒になって県外研修、多々行きました。その中で研修した事ですね、活かすような形のものを作っていきたい。これは理事者側も当委員会も同じ事だとは思いますが、なるほど、とにかく皆に利用してもらおうやという、そういう風な心意気はいいと思うんですけれども、後々の事を考えてそこら辺は費用面で抑えるところは抑えていかなければならないのではないかなと、私自身は思っております。

それとですね、最初の基本設計の段階で3億5,570万円とありましたが、17年当時にいただいた資料では3億5,124万7千円でしたか、そういう風な数値が出ているのをいただいておりますけれども、微々たる相違だとは思いますが、この相違というのは何ですかね。もしかあれでしたら、次回で結構ですのでご報告いただけ

ますか。

生涯学習 次回、この件については報告させていただきます。

課長

嶋田委員 文化財活用センターの件は次回楽しみにしております。それと史跡中宮寺跡の関係なんですけれども、今、測量段階に入ってるという事で来年度ですか、発掘の方に入られるという事ですねけど、この史跡中宮寺跡はどのような形の史跡公園を考えておられるのか、ちょっと簡単で結構ですのでお話を聞えますか。

生涯学習 荒木技師の方から説明させていただきます。

課長

委員長 荒木生涯学習課技師。

生涯学習 ただ今の嶋田委員のご質問にお答えさせていただきます。以前にです課技師 すね、中宮寺跡の整備の基本構想というものについて、以前委員の皆様にはお配りしたわけなんですけれども、その中に一応、整備の図面の方を載せさせてもらってますので、それにつきまして簡単に説明させていただきます。

まず現在、中宮寺跡においては中央に竹やぶがございまして、その部分が金堂の基壇・・・

嶋田委員 それに基づいてやけども、簡単で結構ですから説明してください。

生涯学習 簡単に説明させていただきます。中央にあります竹やぶの所にです課技師 ね、金堂の基壇部分あるんですけれども、その部分におきまして下の部分です、土台の部分の復元を行います。そして周囲については現在のところ詳しい工法が分かっておりませんので、芝生の緑地としてです、整備しまして、そして周辺、県道際沿い、北方につきましては、築地のある跡が出ておりますので、その築地塀を低木によって、

植栽によって表現するという、この段階ではあまりですね、そういう復元等はなく簡単なものになっておりますけれども、今後予定しております発掘調査によりましていろんな遺構が出てきた場合には、それをどのように整備していくかという事も十分検討していかなければならないんですけれども、ただし、文化財の面からそういう整備をばかり行っていきましても、当然文化財に興味ない方は来られない事も想定されますので、史跡の活用というものも保存と大事な大きな柱になります。活用してもらって史跡というものはその成果が出てくると思いますので、今ですね、具体的に人集めのために、どういう整備かというものはまだ計画段階になりますけれども、普通は人が集まってきて、ここに来た段階でこういうものがあつたのかという事も発見してもらえりような、より多くの人が集まってもらえりような整備を目指しまして、計画、考えておるところでございます。以上です。

嶋田委員　なるほど、史跡跡を明示するだけやなしに、人が何回も集まっていただけ、レポートする人を増やしていく、そういう風な史跡公園やという風な事をおっしゃったように私は理解しましたが、それはそれで結構です。ただ単に広い野原に柱だけ立ってて、人気も何もないという史跡公園ではお金かけるだけ無駄だと思いますんで、来られた方が憩える場所、もちろん史跡という事を目標にされてても訪れた方が憩える場所、また何回も訪れていただけるような施設、これは口で言うのは簡単ですけれども、実際具体例としてそしたらどうしたらいいか、というのはちょっとしんどい話にはなってこようかと思っておりますけれども、そういう風な計画、構想を持って頂いてるという事は心強いことですけれども、そしたらそういう風な計画をしていくためには、文化庁のいろんな規制もある事ですから、自由な発想の計画というのは難しいであろうと、このように思います。当初計画する上で埋蔵物、遺跡ですね、を探し当ててその範囲外の所で自由な発想がしていけるんじゃないかなと。また過去において私たちが県外研修行った中ではそういう風なところも多々見られましたんで、発掘調査を基本的には全

面的にやっていただくという形での事は無理なんではないかな。

生涯学習
課長 今嶋田委員がおっしゃるように、調査面積が広いという状況は当然
ございます。ただ中宮寺跡遺跡の中でも特に重要な遺跡であるという
観点から史跡指定を受けており、発掘調査により指定を受ける影響を
十分勘案しつつ、遺跡を後世に残す事が最も重要なことであるという
事で、史跡全体の発掘調査でなく、部分発掘にするようにという、文
化庁の指針、方針がある中で全面発掘が出来ないという事でご理解を
いただきたいと思います。

嶋田委員 全面発掘してここにこんな遺跡がある、ここにこんな遺跡がある、
ここら辺は全然遺跡がないからここら辺を有効活用しようとか、そう
いう風な計画は立てられると思うんですけども、部分発掘であれば、
ここに何かしようと思うと、この下遺跡あんなやろか、ないやろか
と、そういう風なことでまたそこから発掘していかんなんか、そう
いう風な事になってこようかとは思って、自由な発想で計画立てよ
うと思えば僕は全面発掘していったらいいのではないかなという事
をご提言申し上げておきます。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 先ほどの文化財活用センターなんですけど、結局その建てた後ですね、
どれ位の維持管理費を見積もっておられるのか、そしてこういう文化
庁の指導、私分かりませんが、そういう維持管理費にもなんぼか
国の方からお金がいただけるようなシステムになっているのか、ちょ
っとその辺りよろしくお願いします。

生涯学習
課長 伴委員ご質問ございますが、出来てからの維持管理費どれ位かかる
のかという事はまだ試算しておりません。そしてその管理費に対して
国の方、県の方は補助はあるのかという事ですが、それはございませ

ん。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査案件については、先ほどの書類の提出の方お願いいたしまして、一定の報告、審査をしたということで終わりたいと思います。
10時25分まで休憩いたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時25分 再開)

委員長 再開いたします。
次に、3. 各課報告事項について、(1)平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、理事者の報告を求めます。
面卷企画財政課長。

企画財政課長 それでは各課報告事項、(1)議案第32号、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につきまして、このうち総務常任委員会が所管されます予算補正につきまして、ご説明をさせていただきます。

本予算補正は、前回の委員会でご説明させていただきました内容と同様でございますが、本町議会定例会に提出させていただいております平成19年度斑鳩町一般会計補正予算書(第7号)によりまして、再度、簡単にではございますが、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。まず、歳入からご説明をさせていただきます。

第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金では、平成19年度の交付額の決定によりまして、第1目地方特例交付金の児童手当特例

交付金で、12万円の増額補正を行うものでございます。また、第2項特別交付金、第1目特別交付金では、同じく平成19年度の交付額の決定によりまして、1,351万3千円の減額補正を行うものでございます。

次に、第10款地方交付税、第1項地方交付税では、平成19年度の普通交付税の交付額の決定によりまして、第1目地方交付税で、4,114万5千円の増額補正を行うものでございます。

8ページにお移りいただけますでしょうか。次に、第17款寄附金、第1項寄附金では、第1目寄附金の総務費寄附金で、町制60周年記念事業として、町内企業様2社よりご寄附いただきましたことから、40万円の増額、また、福祉費寄附金では、去る6月22日に福祉基金へのご寄附をいただきましたことから、10万円の増額補正を行うものでございます。

次に、第19款繰越金、第1項繰越金では、第1目繰越金で、平成18年度一般会計の剰余金の確定によりまして、1,311万1千円の増額補正を行うものでございます。

次に、第21款町債、第1項町債についてでございます。町債の発行につきましては、前回の委員会でご説明させていただきましたとおり、今年度におきましても、実質公債費比率が15.2%となり、同意による発行の条件である18%以下となりました。このため、現段階での同意予定額等に対応する予算措置が必要となりましたことから、第1目民生債の総合福祉会館建設事業債で、1,240万円の増額補正、9ページにお移りいただきまして、第3目臨時財政対策債では、40万円の増額補正を行うものでございます。

以上が、歳入に関わります補正予算の内容であります。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。10ページをお開きいただけますでしょうか。

第2款総務費、第1項総務管理費では、第6目企画費で、歳入でご説明申し上げました町制60周年記念事業への寄附金40万円を財源振り替えさせていただくものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費で、歳入でご説明申し上げました福祉基金への寄附金10万円を福祉基金に積み立てさせていただきますことから、10万円の追加補正を行うものでございます。また、第14目（仮称）総合福祉会館建設事業費では、斑鳩町（仮称）総合福祉会館の建設にかかります今年度前期の起債同意予定額の確定によりまして、1,240万円を財源振り替えさせていただくものでございます。

11ページにお移りいただきまして、次に、第12款予備費、第1項予備費では、第1目予備費で、今回の補正から生じた財源1億2,176万3千円を、今後の財政需要に対応するため、留保させていただくものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表債務負担行為の補正についてでございます。

前回の委員会でご説明させていただきましたとおり、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、斑鳩中学校の3校におきまして、学校給食調理・洗浄業務の民間導入を行い、より安定した人員を確保してまいりたいと考えております。このため、業務委託の入札契約に必要な額7,443万6千円を限度額とし、また期間を平成19年9月27日から平成22年3月31日までとした債務負担行為の設定を行うものでございます。

最後に、第3表地方債の補正についてであります。歳入のところで申し上げましたとおり、起債同意予定額等の確定によりまして、限度額の変更を行うものでございます。その内容は、総合福祉会館建設事業で15億560万円、臨時財政対策債で2億8,550万円となっております。

以上、簡単ではございますが、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）のうち、総務常任委員会が所管されます予算補正の内容につきましてのご説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、当委員会として報告を受けたということで終わります。

次に、（2）第3次斑鳩町行政改革実施計画（後期計画）について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政 課長 それでは、各課報告事項（2）第3次斑鳩町行政改革実施計画（後期計画）につきまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに、これまでの行政改革への取組みについてでございますが、斑鳩町では、昭和61年3月に「第1次斑鳩町行政改革大綱」を策定、さらに平成8年5月には「第2次斑鳩町行政改革大綱」を策定し、『社会情勢に的確に対応し得る組織の構築と、“心の故郷”となり活力と魅力ある地域づくりの推進』を基本方針に、第1次（昭和61～平成2年度）及び第2次（平成8～平成12年度）の行政改革を実施してまいりました。そして、平成13年12月から1年間にわたり、斑鳩町行政改革推進委員会にて慎重にご審議されまして、「斑鳩町行政改革大綱〔第3次〕」の答申をいただき、平成14年12月に答申内容のとおり、大綱を策定し、昨年度まで、その前期計画に基づき、取組みを進めてまいりました。第3次行政改革大綱は、依然として低迷する経済情勢や、多岐にわたり、かつ複雑化する社会問題、慢性的な財源不足を背景に、行財政構造を前例踏襲を基調とする行政管理型のシステムから、経済性・効率性・効果をより重視した行政経営型のシステムの転換を目指しております。今回策定いたしました後期計画は、前期計画が平成18年度で終了したことから、平成22年度までの後期4ヵ年の取組みにつきまして、具体的な取組みの内容をまとめさせていただきます。

それでは、後期計画の内容を説明させていただきます。資料2-1の「第3次斑鳩町行政改革実施計画（後期計画）」をご参照ください。2ページをご覧くださいでしょうか。

はじめに、「計画期間」であります。大綱の計画期間である平成15年度から平成22年度までの8年間の後期4ヵ年とし、平成19年度から平成22年度までとなっております。

次に、「数値目標の設定」についてでございますが、この後期計画につきましても、前期計画と同様に、年次計画を極力明記することとし、可能なものにつきましては、数値目標を設定しております。

次に、「取組み課題の構成」についてでございますが、この後期計画は、大綱における「新しい行財政システムへの方策（基本計画）」の項目ごとに、具体的な取組み内容を取りまとめております。それぞれの項目は、重点課題、緊急課題、推進課題の3つに区分させていただいております。重点課題の大綱の基本計画8項目の中から、新しい行財政システムの構築に向けて特に重点的に推進すべき課題とし、全9項目を挙げております。緊急課題は主として、平成19年度から21年度に優先的に実施する課題とし、全19項目を挙げております。推進課題は、その他の取組み課題として、全126項目を挙げております。

次に、「今後の行政改革の方向」についてでございます。

「（1）基本構想・計画との関係」でございますが、基本構想・基本計画の見直しが完了した時点で、必要に応じて見直しを行うこととしております。

次に、「（2）実施計画以外の行財政システム改革の取組み」では、本後期計画に登載された取組みにとらわれることなく、時代のニーズにあった新たな取組み等について、引き続き検討・実施していく、としております。

3ページにお移りいただきまして、「（3）行財政システム改革実施状況の公開」につきましては、毎年、広報及びホームページ等により公開してまいりたいと考えております。

次に、「集中改革プランへの対応」についてでございますが、平成17年3月に、国において「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」、平成18年8月に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。そうしたことから、国の指針にも対応した内容とし、これら項目につきましては、本後期計画内で、「集中プラン対応項目」として明記させていただいているところでございます。

続きまして、4ページにお移りいただきまして、4ページから7ページまでは、取組み課題の一覧表となっております。大項目と中項目は、大綱の基本計画内の項目に対応しております。小項目につきましては、取組み項目を区分するために、後期計画で取組みます項目を掲げております。これらの項目につきましては、これ以降のページに、重点課題、緊急課題、推進課題の課題別に記載しております。

それでは、後期計画におきまして、新たに取組みます項目、前期計画から変更した項目の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。はじめに、重点課題では、恐れ入りますが、11ページをご覧くださいませでしょうか。下段のところでございます。

小項目名「公共下水道の普及促進」、取組み項目名「水洗化の促進」であります。この項目につきましては、前期計画では推進課題とし、水洗化のPRを中心に取組みを進めておりましたが、後期計画では、「現状」、「改善の方向性」のところでも記載しておりますように、平成17年3月末に下水道の供用を開始し、ある程度の整備が進んでおりますことから、投資効果を高めるためにも、重点課題に位置付けて、接続件数の増加、そして、水洗化率の向上を図ることとしております。「数値目標」といたしましては、公共下水道の整備人口に占める利用人口の割合とし、50%に設定させていただいております。

12ページにお移りいただきまして、小項目名「経営の健全化」、取組み項目名「土地開発公社の経営の健全化」でございます。この項目につきましても、前期実施計画では推進課題とし、これまでも、計画的に事業用地の処分を進め、また、長期保有地となっている代替用地

の処分として公売により処分を図ってきたところであります。国の指針において、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等の資産債務改革が求められておりますことから、後期計画では、重点課題に位置付けを変更しております。「改善の方向性」といたしましては、前期計画と同様に、事業用地の計画的な処分、都市計画道路代替用地の積極的な処分を進めていくこととしております。「数値目標」といたしましては、土地開発公社の経営健全化計画で定めました数値目標である標準財政規模の7.3%以下としております。

次に、緊急課題でございます。恐れ入りますが、少し飛びまして20ページをご覧くださいませでしょうか。下段のところでございます。小項目名「財政の健全化の推進」、取組み項目名「公会計の整備」でございます。この項目につきましては、国の指針に基づき、後期計画から新たに追加させていただいたものでございます。

「改善の方向性」といたしましては、公会計に発生主義の活用、また複式簿記の考え方の導入を図りまして、従来から作成している貸借対照表、行政コスト計算書の2表に加え、資金収支計算書、純資産変動計算書の2表の整備を進めることといたしております。この取組みは、国の指針において、3年後までに取り組むことと定められておりますことから、作成の目標を平成21年度としております。具体的な表の様式等につきましては、国から統一的な作成基準が示される予定でありまして、それが示されれば、作成作業を進めてまいりたいと考えております。

21ページにお移りいただきまして、小項目名「財政の健全化の推進」、取組み項目名「随意契約の適正化」でございます。この項目につきましても、後期計画から新たに追加させていただいたものでございます。随意契約見直しにつきましては、国の方では、特に第三セクター相手の契約について、見直しを図っているものであり、それを各市町村にも同様の取組みを要請しているところでございます。本町では、国のように第三セクター相手の随意契約があるということではございませんが、競争入札が原則という立場に立って、随意契約の適正化を

進めてまいりたいと考えております。計画の取組みのスケジュールにつきましては、今年度に現状調査を実施し、平成20年度、21年度で適正化を進めることといたしております。

最後に、推進課題でございます。恐れ入りますが、少し飛びまして36ページをご覧くださいませでしょうか。上から4つ目の項目でございます。取組み項目名「包括的民間委託の検討」でございます。

本町では、従来から各業務の民間委託を進めているところでございますが、関連する複数の業務を一連のまとまりとして包括的に委託する手法を検討し、業務の効率化とコスト削減を目指して参りたいと考えております。現在、水道事業では、すでに重点課題として検討中のものもございませが、これを全庁的に検討するものでございませ。なお、実施時期といたしましては、今年度から調査・検討を行うこととしております。

次に、1つ下の取組み項目名「市場化テストの研究」でございます。この項目につきましては、国の指針に基づき、後期計画から新規に追加させていただいたものでございませ。市場化テストとは、行政で行われている公共サービスのうち、民間に任せることができるものは、競争入札で民間と行政のサービスやコストの比較を行い、内容が優れている方が、サービスの提供を担うという制度のこととございませ。この取組みにつきましては、逆にサービスの低下を招くおそれもありますことから、国や他の先進的な自治体の動向を見ながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、38ページにお移りいただきまして、一番上の項目、取組み項目名「定員適正化計画の策定」でございます。平成19年4月1日の職員数が207人となり、平成15年3月策定の第2次斑鳩町定員管理適正化計画における平成22年度目標の213人を大幅に上回る職員減となっております。そうしたことから、後期計画の「改善の方向性」といたしましては、当面数値目標は立てずに「行政サービスが低下しない範囲で定員適正化を図る」とし、今後、第3次定員適正化計画を策定するにあたり、現状を維持していくのか、また、さらなる

削減を目指すのか、などを検討して、その結果を行革実施計画にも反映してまいりたいと考えております。

次に、39ページにお移りいただけますでしょうか。上から3つ目の項目でございます。取組み項目名「積極的な滞納整理の実施」でございます。この項目につきましては、積極的な滞納整理を図るため、インターネット公売や県内市町村で合同不動産公売を実施してまいります。既に、平成18年度におきまして、県税事務所及び県内市町村との合同公売を実施しており、本町からは差押えた土地1件を公売にかけ、代金の一部である113万5,400円を税に充当しております。また、インターネット公売に係る委託契約をヤフー株式会社と締結いたしました。まだ、現在までに実績はございませんが、今後、適当な物件が出てまいりましたら活用していく予定となっております。

次に、40ページにお移りいただけますでしょうか。上から4つ目の項目でございます。取組み項目名「広告料収入の確保」でございます。この項目につきましては、町広報紙、コミュニティバス、町ホームページなどの町の公共物に有料広告掲載を行い、広告料収入を得るものとしております。これまでの実績といたしましては、広告掲載の取扱要綱と町広報、コミュニティバスの広告掲載取扱基準を策定し、平成19年度予算では、広告料収入を74万9千円予算化しております。現在までに、町広報では2社が6月号から広告を掲載し、コミュニティバスでは1社が7月から車内広告を行っているところでございます。

次に、2つ下の取組み項目名「特別職報酬の縮減」でございます。この項目につきましては、後期計画から新たに追加させていただいたものでございます。前期計画におきましても、「職員給与の縮減」として取り組んできたところでございますが、新たな項目として設定し、その進捗状況を分かりやすくいたしました。町長、副町長の給与を特別職報酬等審議会の答申に基づき見直しを行い、当分の間、さらなる給与カットを実施しております。また、収入役を廃止することとしております。今年度の報酬につきましては、特別職報酬等審議会の答申

及びさらなる給与カット両面を合わせまして、平成15年答申額と比べ、前年度と同様に、町長15%、副町長12%の減額となっております。

次に、1つ下の取組み項目名「非常勤特別職報酬の縮減」でございます。この項目につきましても、先ほどの「特別職報酬の縮減」と同様に、新たに追加させていただいたものでございます。町議会議員、各種審議会委員等の報酬を特別職報酬等審議会の答申・報告に基づき見直しをする、としております。今年度の町議会議員の報酬につきましては、特別職報酬等審議会の答申、報告によりまして、平成15年答申額と比べて、前年度と同様に、約7%の縮減とさせていただいております。町議会議員以外の非常勤特別職につきましては、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会などの「会議、委員の特殊性又は法令等で報酬額に基準のあるもの」以外は、一部8,000円のものもございしますが、一律5,000円に縮減させていただいております。

以上で、後期計画の説明とさせていただきますが、後期計画は、外部委託の推進や財政の健全化、公営企業等の健全な運営に重点をおいた内容としております。本後期計画に基づきまして、第3次行政改革大綱の基本理念でございます「行政のパートナーである住民に対し、効果的で質の高いサービスを最小の経費で効率的に提供し、常に成長することができる行財政システム」の実現に向けて取り組んでまいります。

簡単ではございますが、これをもちまして、説明を終わらせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 前期計画における進捗状況を十分に踏まえ、遅れが見られた取り組みについては重点的に推進していくものとする、という事が書かれてありますが、これは取組み課題一覧表で言いますとどれに当たるんで

すか、教えていただけますか。

企画財政
課長

まず始めに第三次斑鳩町行政改革前期実施計画の達成状況についてでございますが、平成14年12月の斑鳩町行政改革大綱の策定後、15年7月に行政改革実施計画、前期実施計画を策定し、その実現に取り組んで参りました。前期実施計画は大綱の基本計画の科目ごとに具体的な取り組みをまとめたものであり、後期計画同様に重点課題、緊急課題、推進課題の3つで区分させて頂いておりました。全項目は160項目となっていたところでございます。これら160項目の取り組みのうち、計画に基づき完了しているものが12項目、計画に基づき実施しているが事業の内容、性格等から継続的な実施が必要なものが92項目、計画に基づき実施しているが課題等があり計画内容が未達成のものが40項目、未着手のものが15項目ございました。この結果、完了もしくは実施計画の取り組みが全体計画の65%となっているところでございます。そうした事からそのうちの35%につきまして後期計画に引き続き掲載させて頂いたものでございます。その具体的な項目でございますけれども、まず始めに、主なものを何点か挙げさせていただきますと、使用料、手数料の見直し、これがまだ実施されていない項目もございました事から引き続き後期実施計画で対応させて頂いている項目となっております。それと、国保税の減免基準の見直しの検討につきましても、引き続き検討課題とさせて頂いているところでございます。また、住民と行政の協働の推進、これにつきましても後期計画で引き続き調査研究、並びに検討を行っていきたい内容とさせて頂いております。以上が主なものでございます。

嶋田委員

そしたら3つ程おっしゃっていただいた、それは35%に相当する部分が含まれているという事なんですね。

企画財政

そのとおりでございます。完了以外のものにつきましても、後期計

課長 画で引き続き実施していくとしておりますので、完了以外のものにつきましても掲載させていただいてるところでございます。

嶋田委員 そしたら、ここに書かれてある重点的に推進していくものとする、という風に文言書かれてあるんですけども、先ほどおっしゃっていただいた3つの分類に入るんですかね、これはどのように重点的に推進していくつもりなんですかね。

企画財政課長 重点課題につきましては、後期計画では全9項目を掲載させていただいているところでございます。これにつきましては後期計画、行革の大綱の中で重点的に実施していくものという事なので、今すぐにとこのような形で調査研究並びに実施をして参りたいという事と定めております。また研究課題といたしましては、19年度から21年度まで3カ年の間に何らかの取り組みを行っていきたいという風にさせていただいております。それ以外の推進課題につきましては、その期間内に目途をつけさせていただきたいという風にさせていただいております。

嶋田委員 これだけのもの、今、走って説明受けさせていただきまして、まだまだ理解しにくいところは多々あると思いますので、これまた読ませていただきまして、後日ですね、また色々質問させていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3)平成19年8月29・30日における大雨の状況について、理事者の報告を求めます。 清水総務課長。

総務課長

それでは、8月29日及び30日両日におけます大雨の状況につきまして、お手元に配布させていただきました資料3をご覧いただきながら、説明させていただきたいと思えます。

まず、8月29日（水）でございますが、午前8時37分に奈良県北西部に大雨洪水警報が発令されました。この警報につきましては午後2時5分に解除されましたが、この日の朝、午前3時過ぎから降り始めました雨の総量がここにも記載しておりますように62mmとなっております。1時間あたりの最大雨量では午前9時から10時の間に32mmを計測いたしました。この29日の被害の状況でございますが、法隆寺南1丁目地内、これは並松でございます、興留3丁目、5丁目、7丁目地内等で水路が溢水したため、土嚢等で対応したところでございます。ちなみに興留3丁目と申しますと個人商店の名前を出すのはいかがなものかと思えますが、中野酒店の周辺、5丁目と申しますのは旧ラポール周辺でございます。7丁目につきましては洋服屋さん、エフワンがございます、その周辺でございます。

翌日の30日（木）でございますが、警報の発令こそございませんでしたが、10時過ぎから降り始めました雨の総量が59mmを計測しております。また1時間あたりの最大雨量が午前11時から12時の間に前日とほぼ同量の31mmを計測いたしました。この30日の被害状況といたしましては、法隆寺南1丁目地内、また法隆寺2丁目、これは五丁でございますが、前日と同じようにその次が興留5丁目、7丁目地内等で、水路が溢水いたしまして、この日は12戸の住宅及び倉庫が床下浸水をしたため、石灰及び土嚢等の配布などの処置を行ったところでございます。また、竜田川岩瀬橋の上流部分で1ヶ所法面が崩れましたが、土嚢、ブルーシート等で応急処置を行ったところでございます。その後、土嚢を配布あるいは積上げました各家庭をまわりまして、回収、若しくは、もう少し置いておきたいなどの意向を確認した上で、それぞれ対応させていただいております。

また、史跡中宮寺跡地内にありましたテントでございますが、このテントが突風にあおられて飛んでしまいました。それが個人住宅の壁

面にあたりまして、その家屋の一部を破損してしまいました。このことにつきましては、当該家屋の所有者と話し合い、町が損害の賠償を行うという方向で協議中でございます。なお、その損害額につきましては、約80万円となる見込みでございますが、町が加入をしております「全国町村会総合賠償補償保険」がございます、この保険で対応させていただこうと考えておりまして、その予算措置につきましては今後、町議会の方にもご配慮いただくこととなりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

なお、被害状況を確認した中で、先日の一般質問でも答弁しておりますように、町といたしましては、大雨に備えての抜本的な改善策として、河川改修等の治水対策を順次進めていく一方、下流域の状況を見ながら、部分的に改善できるところは改善していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 この大雨の状況については、一般質問でしたかね、答弁して頂いてますので、それはそれで結構なんですけれども、最後の史跡中宮寺跡地内のテントが突風により飛び、住宅破損という事で、このテントというのは常設のテントなんですか。それとも何かたまたまその日かその2、3日前に設置されたテントなんですか。

生涯学習課長 このテントは今回被害もたらした日除けのテントなんですけど、昭和61年頃、町が民有地を借り上げて貸し農園、いわゆるいきいきファームとしての休憩用として設置していたテントで、バス停みたいな感じの上が布で貼ってあって、あと支柱立てておってそこを杭打ちという簡易テントでございます。それを平成16年に中宮寺史跡公園の中の整備として買い上げたあと、施設の管理、草刈り等の際にそこを

休憩用として活用していたテントでございます。

嶋田委員 私と考えてるような組立式のテントやなしに、常設のテント、テント言うのか日よけ言うんですか、そういう風な事なんですかね。

生涯学習課長 今申しましたが、バス停みたいな感じで、写真でございますが、こういう風なものが飛んだという事でございます。

嶋田委員 これ、物損でよかったと思います。これが人身であれば大事になっていて、謝っただけではすまん事にはなっていたと思いますので、そこら辺の管理、徹底していただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)町民プールの利用状況について、理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習課長 (4)町民プールの利用状況についてご報告させていただきます。資料4でございます。

本年も、町民プールの運営に対しましては、平成9年8月8日におきました痛ましい事故を教訓にし、利用者に事故がないよう、安全にご利用いただくため、施設の運営・維持管理に努めたところでございます。また昨年、7月31日に埼玉県ふじみ野市の市営プールにおいて発生した事故から、本年度においても、開館前の点検において、排水口等の総点検を念入りに実施したところでございます。25mプールなどの排水口等については、固定金具及びボルトの取付状況等の確認を行ったところ問題はなく、開館中におきましても、毎日、休憩時間ごとに、触手によるボルト等の点検を実施したところであります。

次に、町民プールの管理体制であります。管理・運営業務については、業者委託しております。業務の内容は、開場中のプール及び附帯施設の清掃業務と管理運営業務であります。そして開場中の管理運営の内容といたしましては、日常清掃と監視・受付業務などです。監視業務につきましては、平日は5人、土日祝日は6人の監視員と、常時1名の主任を配置し、監視の徹底に努めたところでございます。また、事故等の発生に備え、看護師を常時1名配置するとともに、監視員を対象に、開館前の6月29日に、AEDの使い方を含めた救命救急講習を西和消防署員の指導のもと実施したところであります。また、毎日の始業前に、監視員の心得などについても、監視員全員で唱和するとともに、終礼の際にも当日の些細な事項などについての反省会なるものを実施したところでございます。

それでは、資料を見ていただきたいと思います。

①でございますが、平成19年度町民プール入場者数という事で、大人2,222人、小人4,505人、合計6,727人の入場がございました。その内訳といたしましては、大人が33%、子どもが67%でございます。

次のページ、裏面でございますが、②利用者の推移として過去5年間の人数を掲載させて頂いております。ちなみに去年が6,124人、今年が6,727人という中で603人の増という状況でございます。③維持管理費の推移という事で、これも過去5年間、だいたい670万、80万の推移がございました。去年、平成18年度792万という数字は修理、町民プールの日よけ用のテントの修繕が130万ほど費やしたという事の中でこういう金額になっております。

④は入場者1人あたりの経費でございます。維持管理費を人数で割った数字でございます。

⑤は入場料の推移で、大人が350円で小人が100円の徴収を行っております。

⑥は過去5年間の天候でございます。本年度は7月に曇った日が多く、入場者も7月末で前年度と比較いたしますと、266人の減で

ございました。しかし8月には猛暑と言われるように非常に暑い日が続きましたことから、最終的には603人の増という結果でございました。

そして、本年度は、町民プールの利用者の拡大を図るため、短期ではありましたが、8月20日～24日の5日間、小学生を対象とした水泳教室を開催したところであります。24人の受講者がございました。その他、水中ウォーキング教室などの計画もございましたが、参加希望者が非常に少ない状況でありましたことから、残念ながら、開講までには至りませんでした。

今後は、住民皆様の健康増進の場として、来年度の開館に向け、水泳教室の拡大や、また、水に親しみながら親子の交流を深めていただく場として、家族でご参加いただけるようなイベントなどについて、検討して参りたいと考えております。

以上、町民プールの利用状況の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 他に理事者の方から報告はございませんか。

(な し)

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

次に、その他について、各委員から質疑、意見があればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 広報等の配布、町内配布ですね、についてシルバー人材の方が配布していただいておりますという事なんですけれども、一般質問でもあ

りましたけれども、詳しく聞いたのは、私その時初めて聞かせていただきまして、当委員会で報告は恐らくしていただいてなかったと思うんですけれども、今まで町内の役員さんが配布していただいてたものをシルバー人材の方に配布を依頼されたという経緯をお伺いします。

総務課参事　　まず始めに、ポスティング導入について、総務委員会の皆様に報告していない事について、大変ご迷惑をおかけいたしましてお詫び申し上げます。

ポスティング導入の目的につきましては、町の情報量の増加によりまして、自治会役員の負担軽減を図りますとともに、町から発信いたします情報を公平に住民の方にお知らせすることが住民サービスの向上と考えたところでございます。このことから、自治会連合会におきまして、ポスティング導入について検討をお願いしておりました。その事から各自治会長に対するアンケート調査実施をやっていただきましてその結果、ポスティング導入について前向きに考えまして、その中で課題等を整理いたしまして、導入時期について役員会で検討の結果、8月よりポスティングを導入したというところでございます。

以上でございます。

嶋田委員　　そしたら、例えばね、ポスティングは期間を定めておられるんですか。いつからいつまで、この区域はいつからいつまでとか、そういう風なまた町内でも期間を決めてるとか、そういうなんはあるんですか。

総務課参事　　一応、ポスティングについてはだいたい3日程度で斑鳩町内を配布するようにしております。

嶋田委員　　そしたら町民からのクレーム等は何も聞いておられないですか。

総務課参事　　今までのところ大きなトラブルもなく、概ね順調に進んでいるものと考えております。

嶋田委員 一般質問で質問者も言っておられましたけれども、自治会に入っておられない方にも配布していただけるという事で、それはそれでいい事ではないかなと思いますけれども、私、議員やらせていただいてまして、こんな知らん人入れて行かはってんと、これどないなってますのとかね、今まで班長さんが入れてはったのに、全く知らん人これ入れて行かはった、気持ち悪いでんな、とかそういう話も聞いておりましたね。私、自分の勉強不足もありますけれども、何らご報告いただいていたもので、うちの自治会としては班長さんが配らるさかいに、何かの間違い違いますかという風な事も言ってまして、そういう風な誤解いうんですか、も生じてきてますんで、そういう事はやっぱり各所管委員会にですな、ご報告いただきたい。また町全体に関する事であれば議員に連絡はしていただきたい、このように思います。

総務課参事 ポスティングの業者であります事につきましては8月広報におきまして、ポスティング業者であるシルバー人材センターで配布するという事、また配布する会員につきましては名札と身分証明書を携帯している事につきましても住民皆さんに周知したところでございます。嶋田委員おっしゃるように、委員皆様には大変ご迷惑をおかけいたしまして、今後このような事のないよう、最善の配慮をしてみたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、私の方から2点だけお諮りしたいと思います。
まず、継続審査案件についてでございますが、お手元にお配りをしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ござ

いませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをよろしくお願い致します。

次に、先進地視察についてでございますが、先の委員会終了後にご相談いただき、委員より、史跡公園の整備状況についてや防災関係などについての視察のご要望をお聞きいたしました。副委員長とともに相談させていただきまして、できるだけ委員皆様のご希望に添うような視察先を検討いたしましたところ、お手元に資料を配布させていただいておりますように、愛知県武豊町と愛知県豊川市を選ばせていただきました。

武豊町においては、地震対策アクションプランを策定され、災害応急体制の整備や災害時要援護者対策などに取り組んでおられ、また、豊川市においては、歴史的文化遺産である三河国分尼寺跡の保存整備事業として、平成11年度から17年度にかけて、史跡公園の整備を実施されておりますことから、今回、視察先として選定をさせていただきました。視察日につきましては、10月31日(水)から11月1日(木)でございまして、31日朝に斑鳩町を出発させていただき、午後から武豊町を視察していただき、その後、豊川市へ移動しまして、豊川市で1泊していただき、翌朝、豊川市の視察を行ってまいりたいという風に考えております。

以上が、先進地視察計画の概要でございますが、ただ今申し上げましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布しております先進地視察計画書のとおり、先進地視察を実施することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、先進地視察計画書のとおり、手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをお願い致します。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたりまして町長の挨拶をお受けします。

小城町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

(午前11時20分 閉会)